

第31回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和8年1月27日 (火曜日)

第31回 鶴居村農業委員会議録

1. 招集年月日 令和8年1月27日（火）
1. 招集場所 鶴居村役場 2階 第1・2会議室
1. 開会 午前10時00分
1. 招集委員 次のとおりである。

| | | | | | | | |
|----|-------|----|------|----|------|----|------|
| 1番 | 水本梨佳 | 2番 | 増田慶一 | 3番 | 瀧澤一成 | 4番 | 塙越克哉 |
| 5番 | 齊藤 滋 | 6番 | 東 隆行 | 7番 | 熊谷郁子 | 8番 | 手塚信幸 |
| 9番 | 明歩谷正志 | | | | | | |

1. 出席委員 次のとおりである。

| | | | | | | | |
|----|-------|----|------|----|------|----|------|
| 1番 | 水本梨佳 | 2番 | 増田慶一 | 3番 | 瀧澤一成 | 4番 | 塙越克哉 |
| 5番 | 齊藤 滋 | 6番 | 東 隆行 | 7番 | 熊谷郁子 | 8番 | 欠席 |
| 9番 | 明歩谷正志 | | | | | | |

以上の結果 委員9名中8名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 増田 慶一 | 3番 | 瀧澤 一成 |
|----|-------|----|-------|

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

1月27日 1日限り

| | |
|------|--|
| 事務局 | 第31回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。本日の出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。 |
| 議長 | 皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の総会には、報告1件、議案4件を提案させていただいております。それでは慎重なご審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げ、ただちに会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、2番 増田委員、3番 瀧澤委員を指名いたします。 |
| 委員一同 | 日程第2 会期の決定の件を議題とします。 おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思います。これにご異議ございませんか。 |
| 議長 | (異議なしの声) 異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。 |
| 事務局 | 日程第3 会務報告を議題とし、事務局より報告を求めます。 |
| 議長 | 川端事務局長より報告 (会務報告あるも省略) |
| 委員一同 | 会務報告に対する質疑はございませんか。 |
| 議長 | (なしの声) |
| 事務局 | 以上で会務報告を終わります。 |
| 議長 | 報告第19号 農地等の賃貸借の合意解約についての件を議題と致します。事務局より報告を求めます。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第19号 農地等の賃貸借の合意解約について 農地法第18条第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知があったので報告する。令和8年1月27日提出鶴居村農業委員会会長。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>賃貸人：〇〇、賃借人：〇〇、契約期間が、〇〇から〇〇までの〇〇契約でありましたが、〇〇に合意解約をした旨の通知書の提出がございました。</p> <p>所在地：〇〇、台帳地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米、解約の理由：〇〇。土地の引渡し日は、〇〇となっております。</p> <p>場所についてはカラー資料の1ページをご覧ください。 (地図を元に説明)</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>議長 ただいまの報告に対する質疑はございませんか。</p> <p>委員一同 (なしの声)</p> <p>議長 質疑なしと認め、報告第19号は、報告済みといたします。 (手塚委員出席)</p> <p>日程第5 議案第69号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第69号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について 租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、別紙（案）のとおり交付してよろしいか議決を求める。令和8年1月27日提出鶴居村農業委員会会長。</p> |
|-----|---|

| | |
|------|---|
| | <p>この証明は、農地等の贈与により、贈与税と不動産取得税の徴収猶予を受け、更に徴収猶予を継続する場合は、3年毎に贈与税及び不動産取得税の徴収猶予継続届出書を釧路税務署及び釧路総合振興局に提出することとなっており、この届出書の添付書類として必要な書類であります。今年度の対象者は、議案4から6ページのとおりで、○名となっております。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。</p> |
| 議長 | ただいまの説明について何か質疑はございませんか。 |
| 委員一同 | (なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 |
| 事務局 | <p>日程第6 議案第70号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の交付についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第70号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書の交付について 租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等について、同法第70条の4の2第1項の規定の適用を受けるため、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について、別紙（案）のとおり交付してよろしいか議決を求める。令和8年1月27日提出鶴居村農業委員会会長。</p> <p>この証明は、贈与された農地を貸し付けた場合、3年ごとに提出する贈与税及び不動産取得税の徴収猶予継続届出書の添付書類として必要な書類であります。今年度の対象者は、議案8から9ページのとおりで、○名となっております。</p> |

| | |
|------|--|
| | 以上で事務局の説明を終わります。 |
| 議長 | ただいまの説明について何か質疑はございませんか。 |
| 委員一同 | (なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 |
| | 日程第7 議案第71号 農用地利用集積等促進計画案についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。 |
| 事務局 | 議案書の10ページをご覧ください。 議案第71号 農用地利用集積等促進計画案について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを北海道農業公社に対し要請するため、審議を求める。令和8年1月27日提出鶴居村農業委員会会長 以下すべて賃借権設定の案件となります。 申請番号1及び2、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平メートルほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積：〇〇平メートル、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期間：〇〇から〇〇まで、継続案件で平メートルあたり1.2円であります。 場所についてはカラー資料の2ページをご覧ください。 (地図を元に説明) 申請番号3及び4、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平メートル、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期間：〇〇から〇〇まで、新 |

| | |
|------|--|
| | <p>規案件で平米あたり 1.8 円であります。</p> <p>場所についてはカラー資料の 3 ページをご覧ください。 (地図を元に説明)</p> <p>議案書の 11 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 5 及び 6、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇 平米、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇 円、貸付期間：〇〇 から〇〇 まで、受人の変更で平米あたり 1.5 円であります。</p> <p>場所についてはカラー資料の 4 ページをご覧ください。 (地図を元に説明)</p> <p>以上の計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の認可要件を満たしているものと考えております。公告予定日は、令和 8 年 2 月 24 日を予定しております。</p> <p>なお、申請番号 1 及び 2 は水本委員が、申請番号 3 及び 4 は塩越委員が、申請番号 5 及び 6 は東委員が、議事参与の制限を受けますので、ご対応願います。</p> <p>以上で事務局の説明を終わります。</p> |
| 議長 | ただいまの説明について何か質疑はございませんか。 |
| 委員一同 | (なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 |
| | 日程第 8 議案第 72 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく鶴居村農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会についての件を |

| | |
|-----|---|
| | <p>議題と致します。事務局より内容の説明を求める。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の 12 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 72 号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく鶴居村農業振興地域整備計画の変更に関する意見照会について</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による鶴居村農業振興地域整備計画の変更にあたり、同法施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき鶴居村より意見照会があつたので、別紙のとおり審議を求める。</p> <p>令和 8 年 1 月 27 日提出鶴居村農業委員会会长</p> <p>議案書の 13 から 15 ページの概要資料でご説明いたします。</p> <p>議案書の 14 ページをご覧ください。</p> <p>令和 7 年度 農業振興地域整備計画変更案概要資料 計画変更（案）の赤字で説明します。</p> <p>1 主要農業指標の現況と計画</p> <p>農地 10,086.1ha、採草放牧地 1,436.6 ha、農用地面積計 11,522.7 ha 混牧林地 2,956.9 ha、農業用施設用地 287.1 ha、農用地等面積合計 14,766.7 ha、農家戸数 94 戸、農業従業員世帯員数 252 人</p> <p>2 重点作目等の作付面積、飼養頭羽数の現況と計画</p> <p>デントコーン 1010 ha、牧草 6615 ha、野菜 90 ha、乳用牛 14214 頭、肉用牛 4826 頭、豚 2430 頭</p> <p>3 経営耕地規模別農家戸数の現況と計画</p> <p>総戸数 94 戸、内訳は表のとおりで 20ha 以上が 80 戸と全体の約 85% を占めています。</p> <p>議案書の 15 ページをご覧ください。</p> <p>4 整備計画変更案の概要</p> <p>(1) 基礎調査に基づく再検討の課題とその措置方針</p> <p>再検討の課題 前回変更後 5 年が経過し、その間、経済情勢の変動と農業構造に変化が表れており、再検討し変更する必要がある。</p> <p>特に最近は、農家戸数が減少していることから、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進し、地域資源の有効利用を図ることが必要である。</p> <p>措置方針 農地と非農地の明確化を図り、農地については草地型酪農を根幹として、各種土地基盤整備事業の実施により良質粗飼料の確保、自</p> |

| | |
|------|---|
| | 給率の向上を図る。 |
| | <p>(2) 農用地利用計画変更案（農業振興地域内の土地利用状況）</p> <p>変更前の農用地区域内の土地利用現況から、計画見直しによる農用地区域面積を増減した結果が、表の右側の変更案の土地利用となり、農業振興地域面積の合計は、36,294ha、農用地区域面積の合計は、2,070.3ha 減の14,766.7haとなっております。</p> |
| | <p>詳細については、お手元の計画書を参照してください。</p> |
| | <p>以上で事務局の説明を終わります。</p> |
| 議長 | ただいまの説明について何か質疑はございませんか。 |
| 増田委員 | 農用地区域面積の増減は、どのように行ったのか。 |
| 事務局 | 北海道の同意基準に基づき、村で増減を行った。 |
| 議長 | 他に質疑はございませんか。 |
| 委員一同 | (なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 |
| 委員一同 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 |
| | <p>以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。 これをもって、第31回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。</p> |
| | <p>以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前10時40分)</p> |
| | 令和8年1月27日 |